

令和6年度〔第4四半期〕 随意契約一覧

産業部、観光局

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	具体的理由	
観光力創造課 (奈良公園室)	役務・委託等	「奈良 Free Wi-Fi」機能追加業務	エス・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社	大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	令和7年3月14日	令和7年3月14日	令和7年3月31日	3,465,000	第2号	当該事業者は、本業務でオープンローミング機能を追加する「奈良 Free Wi-Fi」の更改及び運用保守をおこなう業務の契約相手方であり、本業務と密接不可分の関係にある。また、当該事業者以外の者に本業務を履行させた場合、著しい支障が生じるおそれがあるため。	
観光力創造課	役務・委託等	奈良県コンベンションセンター・バスターミナルアスファルト舗装調査修繕業務	PFI奈良賑わいと交流拠点株式会社	奈良市高天町38番地の3	令和7年1月16日	令和7年1月16日	令和7年3月21日	4,666,200	第2号	当該事業者は「コンベンション施設等整備運営事業」契約(平成28年6月21日)に基づき、本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務を行う指定管理者であり、バスターミナルを設計、施工し、運営管理、軽微な修繕等を行っている。 本業務では、原因調査業務において修繕箇所以外との違いや、路盤、路床またはそれより深い箇所の異常などから原因を調査することが求められ、また舗装修繕業務においてはアスファルト舗装の仕上がりを周囲と差異なく仕上げる必要がある。 また、工事の際もバスの出入り等あることからバス会社との調整、交通誘導が必要であり、工事に係る騒音について近隣住民への説明・周知も必要であるが、当該事業者であれば、日頃からバスターミナルを運営管理し、イベント等で使用する際にバス会社や近隣住民への事前説明等を行っているため、適切に対応が可能と考えられる。 このように、本業務はハード・ソフトの両面から、指定管理者として現にバスターミナルを管理している当該事業者にのみ履行が可能な業務であるため。	
観光力創造課	役務・委託等	歴史文化遺産を活用した県内宿泊・周遊促進事業	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	大阪府北区堂島1-6-20 堂島アバンザ8F	令和7年1月8日	令和7年1月8日	令和7年3月31日	9,000,000	第2号	本事業は、奈良県と包括連携協定を締結しているJR西日本と協働して実施するものである。 本事業において、JR西日本が運営するアプリを活用したスタンプラリーを協働で実施し、連携した情報発信、プロモーションを実施する。 事業実施にあたり、JR西日本の施策に関わる広告については、秘密保持、品質保全、意匠管理等の観点から、当該事業者が担うことが取り決められており、県が契約相手方を選定できる余地がないものと契約する場合に該当することから当該事業者と随意契約を締結したため。	